

皆野町パートナーシップ宣誓制度利用の手引き



皆 野 町

目次

1	パートナーシップ宣誓制度について	3
2	宣誓を行うことができるかた	3
3	宣誓の流れ	4
4	宣誓に必要な書類	6
5	認定証等の交付	8
6	認定証等の再交付	10
7	認定証等の変更	10
8	認定証等の返還	10
9	Q&A	11

1 パートナーシップ宣誓制度について

皆野町では、一人ひとりの人権が尊重され、性の多様性を認め合い、支え合いながら、個性と能力を発揮して、誰もが自分らしく安心して幸せに暮らせるまちを目指すため、令和〇年〇月〇日から「パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

この制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に責任をもって協力し合うことを約した関係にある2人が宣誓し、町が宣誓した事実を証明するパートナーシップ認定証及びパートナーシップ認定証カード（以下「認定証等」という。）を交付するものです。婚姻関係とは異なり、宣誓により法的な効力が生じるものではありませんが、2人の思いを尊重するとともに、お互いを人生のパートナーとして、自分らしくいきいきと活躍されることを応援するものです。

2 宣誓を行うことができるかた

パートナーシップ宣誓制度を利用できるかたは、次の要件すべてに該当する方です。

- (1) 双方が民法に規定されている成年に達していること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ①双方が町内に住所を有していること。
 - ②一方が町内に住所を有し、他の一方が宣誓の日から1カ月以内に町内への転入を予定していること。
 - ③双方が宣誓の日から1カ月以内に町内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと及び現に他の者と宣誓していないこと。
- (4) 双方が民法に規定されている近親者同士（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。ただし、双方が養子縁組をしている場合は、養子縁組を解消した後に、宣誓することができます。
 - 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
 - 三親等以内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
 - 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母、祖父母等

3 宣誓の流れ

(1) 宣誓要件の確認

- 2人が宣誓できる要件に該当するかご確認ください。
対象者の要件は、3ページの「2 宣誓することができるかた」を必ずご確認ください。



(2) 宣誓日の予約

- 宣誓を希望する日の7日前までに、電話、メール、来庁のいずれかの方法で、お越しいただける日時の予約をしてください。

【予約日時】

- ・ 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで

● 予約・連絡先

皆野町役場 総務課 行政担当

電 話：0494-62-1231

メール：gyosei@town.minano.saitama.jp



(3) 必要書類の準備

- 必要書類は、6ページの「4 宣誓に必要な書類」をご確認ください。
なお、必要書類の取得にかかる費用は、自己負担となります。また、必要書類の取得には、時間を要する場合がありますので、ご注意ください。（戸籍の取り寄せなど）



(4) パートナーシップ宣誓

- 予約した日時に必ずパートナー2人そろってお越しください。
- 本人確認書類を提示の上、必要書類をご提出ください。
- 職員の面前で「パートナーシップ宣誓書」、「パートナーシップ宣誓に関する確認書」に自署します。
- 宣誓後、「パートナーシップ宣誓書」の写しをお渡しします。



(5) 認定書の交付

- 宣誓に係る書類一式を確認の上、「パートナーシップ認定証」、「パートナーシップ認定証カード」を即日交付します。
- ※交付には30分から1時間程度かかります。



(6) 転入確認（該当者のみ）

- 一方又は双方が、皆野町に転入予定の場合は、「パートナーシップ宣誓 転入予定者受付票」を交付します。宣誓から1カ月以内に、「パートナーシップ宣誓事項変更届」と転入の事実が確認できる書類（住民票の写し等）を提出してください。

4 宣誓に必要な書類

(1) パートナーシップ宣誓書

宣誓される日に、職員の面前で自ら署名の上、提出してください。(自ら署名できない場合は、代筆も可能です。)

なお、性別違和感等の理由がある場合は、宣誓書において通称を使用することが出来ます。詳しくは(7)をご確認ください。

(2) パートナーシップ宣誓に関する確認書

宣誓前に「確認事項」の欄を記入し、宣誓時に署名してください。

(3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

「個人番号(マイナンバー)」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの(発行から3ヶ月以内。)を1人につき1通提出してください。

(同一世帯の場合は、1通)

(4) 独身であることを証明する書類(戸籍抄本・独身証明書など)

戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)又は独身証明書を本籍地市町村から取得、1人1通提出してください。(発行から3ヶ月以内のもの)

外国籍の方は、本国官憲(在日本大使館等)の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳(通訳者の氏名を記入すること。)を添えて提出してください。

(5) 本人確認書類

次のいずれか1点又は2点を提出してください。

【1点の提示でよいもの】(官公署が発行した顔写真付き証明書等)

個人番号カード(マイナンバーカード)・運転免許証・旅券(パスポート)等

【2点の提示が必要となるもの】

健康保険証・年金手帳等の本人が確認できる証明書等

(6) 転入予定住所が確認できる書類

皆野町に転入予定のかたは、転入予定住所が確認できる書類(転出証明書、賃貸借契約書の写し等)を提示してください。また、転入後、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください。(宣誓後1ヶ月以内)

(7) 通称を使用していることが確認できる書類（通称を使用したいかたのみ）

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料を提示してください。

5 認定証等の交付

パートナーシップ認定証 (A4 サイズ)

皆野町パートナーシップ認定証

皆野町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定により、互いを人生のパートナーとすることを宣誓されたことを証します。

皆野町は、一人ひとりの人権が尊重され、性の多様性を認め合い、支えあいながら個性と能力を発揮して、誰もが自分らしく安心して幸せに暮らせるまちを目指しています。

今後も二人が、皆野町でいきいきと活躍されることを期待します。そして、ともに支え合い、歩まれるお二人のご多幸を心より願います。

(ふりがな)
氏名 _____

(ふりがな)
氏名 _____

(ふりがな)
通称 _____

(ふりがな)
通称 _____

生年月日 _____

生年月日 _____

〒

〒

住所 _____

住所 _____

〒

〒

転入後住所 _____

転入後住所 _____

宣誓第 号

年 月 日

皆野町長

6 認定証等の再交付

認定証等の紛失や毀損などの事情により、再交付を希望する場合には、再交付します。「パートナーシップ認定証等再交付申請書」を提出してください。

なお、毀損の場合は、認定証等を添付してください。申請には本人確認ができる書類（6 ページ（5））が必要です。

7 届出事項の変更

宣誓内容に変更があった場合は、「パートナーシップ宣誓事項変更届」に変更内容が確認できる書類（住民票の写し、通称を使用していることが確認できる書類など）を添えて提出してください。

なお、届出事項の変更に伴い、認定証等の再交付を希望する場合には、「6 認定証等の再交付」のとおり申請してください。

8 認定証等の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、双方又は一方が町外へ転出したとき、宣誓している相手のほかにパートナーシップの関係にある者や配偶者ができたときは、認定証等を町に返還する必要があります。

「パートナーシップ宣誓書等返還届」を提出し、「パートナーシップ認定証」と「パートナーシップ認定証カード」を返還してください。

9 Q&A

Q1 宣誓にあたり費用は発生しますか

A1 費用は発生しません。

ただし、宣誓に必要な書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q2 認定証は即日で発行してもらえますか

A2 提出書類に不備や不足等が無ければ、即日発行します。

Q3 パートナーシップ宣誓制度とは、結婚とどう違うのですか

A3 結婚は民法に定められた法律行為であり、相続権や扶養の義務等、法律上の権利・義務が生じます。

一方、皆野町のパートナーシップ宣誓制度は、町のと綱に基づき、2人のパートナーシップを町が証明する制度であり、法的効力が発生するものではありません。また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q4 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか

A4 この制度の導入により、性の多様性に対する社会的理解が進み、自分らしく安心して幸せに暮らせることを期待しています。

Q5 同居していないと宣誓できませんか

A5 必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係であることが必要です。

Q6 宣誓書等の届出書類は、どこで手に入れることができますか

A6 皆野町役場総務課の窓口でお渡ししています。また、町ホームページ「パートナーシップ宣誓制度」のページからダウンロードできます。

Q7 宣誓は、同性のパートナーしかできませんか

A7 宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず、宣誓することができますので、同性パートナーに限定した制度ではありません。

Q8 養子縁組をしていると宣誓できませんか

A8 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者扱いとなり、宣誓することが出来ません。

ただし、その養子縁組を解消した場合には宣誓が可能です。

Q9 外国籍の方もパートナーシップ宣誓ができますか

Q9 外国籍の方も、町民又は町内に転入を予定している方であれば宣誓は可能です。宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（発行から3ヶ月以内のもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を付けて提出してください。

Q10 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか

A10 代理での宣誓はできません。宣誓者の2人で揃ってお越しください。

Q11 平日は仕事があり、2人で来庁することが難しいです

A11 相談に応じて対応させていただきますので、お問い合わせください。

Q12 皆野町外に転出するときはどうしたらよいですか

A12 双方又は一方が皆野町外に転出すると宣誓の要件を満たさなくなります。

「パートナーシップ宣誓書返還届」を提出し、「パートナーシップ認定証」と「パートナーシップ認定証カード」を返還してください。

Q13 プライバシーは守られますか

A13 宣誓の際は、プライバシー保護のため個室で対応します。

提出された書類や記載内容等の大切な個人情報厳しく管理します。

皆野町パートナーシップ宣誓制度利用の手引き
(第1版)

令和5年11月1日

皆野町役場 総務課 行政担当

TEL 0494-62-1231

FAX 0494-62-2791

E-mail gyosei@town.minano.saitama.jp